

感染状況に応じたイベント開催制限等について

別紙 1

		安全計画策定（注 1）	その他 （安全計画を策定しないイベント）
下記以外の 区域	人数上限(注 2)	収容定員まで（注 3）	5,000人又は収容定員50% のいずれか大きい方
	収容率上限 (注 2)	100%	
重点措置 区域	人数上限(注 2)	収容定員まで（注 3）	5,000人
	収容率上限 (注 2)	100%（注 4）	大声なし：100% 大声あり：50%
緊急事態 措置区域	時短	原則要請なし（注 5）	原則要請なし（注 5）
	人数上限(注 2)	10,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注 6）	5,000人
	収容率上限 (注 2)	100%（注 4）	大声なし：100% 大声あり：50%

※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能

（注 1）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超）

（注 2）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

（注 3）地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする

（注 4）緊急事態措置区域、重点措置区域における安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提

（注 5）都道府県知事の判断により要請を行うことも可能

（注 6）対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能